

八丈町農業委員会

第2回総会議事録

注 発言の内容についてはその要旨を記載しております。
(発言そのものの記載ではありません。)

この公開用議事録は個人情報に関連すると思われる部分等については で消しています。

平成29年5月25日(火)

八丈町役場大会議室

1.開催日時：平成29年5月25日(木) 9:00～9:50

2.場 所：八丈町役場大会議室

3.農業委員出席：13名

会長	14	沖山 慶孝	委員	7	菊池 家司
会長職務代理者	13	山下 譽	〃	8	沖山 宗春
委員	1	磯崎 正	〃	9	青木 保憲
〃	2	伊勢崎 武二	〃	10	浅沼 大二郎
〃	3	浅沼 實	〃	11	菊池 勝男
〃	4	浅沼 博之	〃	12	奥山 完己
〃	6	菊池 寛			

4.農業委員欠席：1名、5番 菊池 國仁委員

5.農地利用最適化推進委員出席：6名

委員	1	奥山 利平	委員	6	笹本 守彦
〃	2	大澤 正雄	〃	7	加藤 純生
〃	3	浅沼 隆章			
〃	4	浅沼 孝教			

6.農地利用最適化推進委員欠席：1名、5番 菊池 睦男推進委員

7.会議録署名委員の指名：3番 浅沼 實委員、4番 浅沼 博之委員

8.議事

報告第1号 会長活動報告

報告第2号 事務局長活動報告

議案第1号 農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について（利用権貸借）

報告第3号 前回総会の経過

報告第4号 八丈町東日本大震災被災者受け入れ支援事業の終了に伴う避難
者用菜園の閉園について 別紙3

9.出席事務局職員：事務局長 沖山 昇、次長 金川 智亜樹、主査 佐々木 恒

10.農業委員会等に関する法律第39条による出席者：8名

11.傍聴人：0名

[会議内容]

議長 ただいまから八丈町農業委員会第2回総会を開催いたします。まず、会議録署名委員ですが3番、4番お願いいたします。次に会長活動報告を行います。

会長 《会長活動報告》

議長 次に事務局長活動報告をお願いします。

事務局長 《事務局長活動報告》

議長 それでは議件の方に入って参ります。

議案第1号、「農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について(利用権賃借)」を上程いたします。事務局説明願います。

主査 議案第1号 農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について(利用権賃借) 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、下記農用地利用集積計画の決定について意見を求めます。平成29年5月25日提出

八丈町農業委員会 会長 沖山 慶孝

番号1案件の4筆に関しましては 利用権設定する方、受ける方、同一の方のため、利用権を設定する農地合計面積まで読み上げた後、内容、利用権を設定する者、設定を受ける者の順に読み上げてまいります。

・番号1・農地の所在、大字番地	・登記・現況、畑・農振区分、農振外・面積、402 m ²
・農地の所在、大字番地	・登記・現況、畑・農振区分、農振外・面積、342 m ²
・農地の所在、大字番地	・登記・現況、畑・農振区分、農用内・面積、346 m ²
・農地の所在、大字番地	・登記・現況、畑・農振区分、農用内・面積、627 m ²

合計筆数4筆となり合計面積は1,717 m²となります。

内容といたしましては新規での設定取扱いとなります。利用権を設定する者 氏は亡くなっておりますので相続人 名の代表として 氏が本件手続き上、委任されております。利用権設定を受ける者 、利用目的は口ベレニーの耕作との計画です。

設定期間はH29.6.1から4年間の設定ですので満了日はH33.5.31となります。

年間賃借料は年間 円となり、口座振込にて毎年5月末の支払いする条件となっております。10aあたりに換算いたしますと100円未満切りすてた 円となります。

番号2・農地の所在、大字番地 ・登記、山林・現況、畑・農振区分、農振外・面積、5,770 m²。合計筆数1筆となり合計面積は5,770 m²となります。

内容は前回から引き続き利用権設定となる更新の案件となります。利用権を設定する者は亡くなっておりますので相続人名の代表として氏が本件手続き上委任されております。利用権設定を受ける者。
利用目的は口ベレニーの耕作との計画になっております。期間はH29.6.1から5年間の設定ですので満了日はH34.5.31となります。

続きまして、対象農地の説明に移ってまいります。...

【番号1・2申請地説明】

最後に所有権移転を受ける方につきましての説明へ移ります。今回対象農地1番につきましては現状でも口ベレニーが植えられており、若干の手入れや、筆によっては竹の伐採等も要しますが、比較的簡易な作業にて有益な農地活用できる土地とと思われますので、全部効率要件は満たされるものと見込まれます。常時日数につきましては、設定を受ける方は、日々就農に勤しんでおられますので、基準となる150日従事も満たされているものと見込まれます。

番号2番農地の設定を受ける方は、認定農業者となっておりますので、全部効率利用、常時従事については問題ないかと見込まれます。説明は以上です。

議長 続きまして、推進委員2番から意見を伺いたいと思います。

推進委員2番 今回2件ともに利用権設定を受ける方の、今後の農業分野における活躍が引き続き期待されている方々のため、設定することに問題ないと思います。

議長 続いて農業委員13番、意見を伺います。

農業委員13番 推進委員と同意見でございます。番号1農地の利用権設定を受ける方は、若い就農者ですがこの農地の口ベレニーを栽培出荷することで、今後の農業経営に弾みがつくものと見込まれ、大変喜ばしいことかと思われまます。利用権設定の承認をよろしく願います。

議長 続いて農業委員7番、意見を伺います。

推進委員7番 事務局の説明どおり全く問題無いと思われまます。番号2農地の多数の相続人から承認を得られる手続きにおかれましては担当の方は、苦勞なさったと思われまます。本件の設定がなされなければ、広大な農地が休耕地化されてしまうことが容易に予想されまますので、農地の有効利用の観点からも本件の承認は大変良いことかと思われまます。

議長 ほかにご意見等ございまますか。

議長 ご意見なければ議案第1号を承認することにご異議ございまますか。

《異議なしの声多数》

議長 異議なしと認め、議案第1号については承認と決しまました。

議長 続いて、報告第3号の「前回総会の経過」につきましては、別紙配布資料を各自ご確認いただければと思います。報告第4号へ移りまして「八丈町東日本大震災被災者受け入れ支援事業の終了に伴う避難者用菜園の閉園について」事務局説明願います。

主査 はい。では今回ご報告させていただきます第4号八丈町東日本大震災被災者受け入れ支援事業の終了に伴う避難者用菜園の閉園につきまして、資料をお手元にご用意いただき、詳細な説明の方を産業係担当職員の方よろしく願いいたします。

産業係主事 東日本大震災避難者用菜園の閉園について説明致します。

八丈町では、平成23年3月1日に発生した東日本大震災で被災された方々の受け入れ支援として「八丈町東日本大震災被災者受け入れ支援事業」を実施し、その事業の一環として平成24年度に避難者の八丈町での生活を充実していただくための支援策として家庭菜園「東日本大震災避難者用菜園」の貸し出しを実施してきました。近年は避難者の方々の八丈町での生活基盤が個別に整ってきたことから、平成29年3月31日をもって「八丈町東日本大震災被災者受け入れ支援事業」を終了したことにより、事業の一環であった「東日本大震災避難者用菜園」も閉園することとなったため、ここに報告させていただきます。

当土地の所在は...

【対象地説明】

八丈町では住民の方より市民農園の開設を希望される声を聞くことがあります。今後はそのような声が島内でどれくらいの方からの要望であるのかを調べながら、市民農園について取り組んでいければと考えております。説明は以上となります。

議長 説明が終わりました。本件についてのご意見ご質問ございますか。

議長 特になければ報告第4号については、議事を終了といたします。